

第6章 乗車券類の改札および引渡し

第1節 通則

(乗車券類の改札)

第228条 乗車の目的で乗降場に入場し、または乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して、係員の改札（自動改札装置による改札を含む。以下乗車券類の改札および引渡しについてもまた同じ。）を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。その乗車券類の使用が、証明書等の携帯を必要とするもののときの証明書等についてもまた同じ。

(乗車券類の引渡し)

第229条 旅客は、その所持する乗車券類が効力を失い、もしくは不要となったとき、またはその乗車券類を使用する資格を失ったときは、これを係員に引き渡すものとする。

第2節 乗車券の改札および引渡し

(普通乗車券の改札および引渡し)

第230条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、その乗車券を係員に呈示して入^り缺等（スタンプによる押^しな^づを含む。以下同じ。）を受け、途中下車するときは、これに途中下車印の押^しな^づを受け、また、乗継をするときは、これを係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、旅行開始の際の入^り缺は、乗車券面に相当の表示をした場合に限って省略することがある。

- 3 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了したときに、その乗車券を係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札および引渡し)

第231条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際および旅行を終了した際に、その乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

- 2 定期乗車券を使用する旅客は、その乗車券の有効期間が満了したときは、すみやかに、これを係員に引き渡すものとする。

(回数乗車券の改札および引渡し)

第232条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、その乗車券を係員に呈示して入鋏を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券・貸切乗車券の改札および引渡し)

第233条 団体乗車券または貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際、および途中下車をする際に、その乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

- 2 前項の規定による引率者は、団体旅客または貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

第3節 特急券等の改札および引渡し

(特急券等の改札および引渡し)

第234条 特急券等を使用する旅客は、特急列車等に乗車する際に、その使用する特急券等を係員に呈示して、改札を受け、また、下車した際に、

これを係員に引き渡すものとする。

第4節 削除

第235条 削除

第236条 削除